

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月24日
【会社名】	株式会社エフ・ジェー・ネクスト
【英訳名】	FJ NEXT CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永井 敦
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
【電話番号】	03(6733)7711
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 管理本部長 山本 辰美
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
【電話番号】	03(6733)7711
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 管理本部長 山本 辰美
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2021年6月23日開催の当社第41回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金22円

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 3,000,000,000円

第2号議案 吸収分割契約承認の件

持株会社体制への移行を目的として、2021年10月1日(予定)を効力発生日とし、当社の不動産特定共同事業、グループ経営管理事業及び事務管理事業を除く全ての事業を、当社の100%子会社である株式会社FJネクストに承継させる内容の吸収分割契約を承認する。

第3号議案 定款一部変更の件

持株会社体制への移行に伴い、現行定款第1条に定める当社の商号を変更するとともに、現行定款第2条に定める目的に所要の変更を行う。なお、本議案による定款変更は、第2号議案の吸収分割契約に基づく吸収分割の効力発生を条件として、2021年10月1日(予定)に効力が生じるものとする。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

肥田幸春、益子重男及び永井敦の3名を取締役に選任する。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

鈴木憲一、鈴木清及び高場大介の3名を監査等委員である取締役に選任する。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

小澤満及び大城季絵の2名を補欠の監査等委員である取締役に選任する。

第7号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役加藤祐司、福島英次、伊藤康雄、田中貴久、對馬徹、山本辰美、肥田憲輔及び京田景子の8名に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	287,821	389	0	(注)1	可決 99.86
第2号議案	287,590	634	2	(注)2	可決 99.77
第3号議案	287,725	499	2	(注)2	可決 99.82
第4号議案				(注)3	
肥田幸春	255,811	32,415	0		可決 88.75
益子重男	283,005	5,221	0		可決 98.18
永井 敦	280,048	8,178	0		可決 97.16
第5号議案				(注)3	
鈴木憲一	276,956	11,270	0		可決 96.08
鈴木 清	271,367	16,859	0		可決 94.15
高場大介	275,342	12,884	0		可決 95.52
第6号議案				(注)3	
小澤 満	286,998	1,226	2		可決 99.57
大城季絵	270,978	17,246	2		可決 94.01
第7号議案	234,349	53,876	0	(注)1	可決 81.30

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計した結果、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上